

令和8年度 熊本県あさぎり町スポーツ指導分野「地域おこし協力隊」募集要項

近年、医療費と介護費の町の負担が増加しており、住民の健康寿命の延伸が課題となっております。その解決策としてあさぎり町では、運動・スポーツによって住民の健康と幸せを実現させる健幸運動教室を実施しています。今回、健幸運動教室の指導を行うことで自らもノウハウを蓄積し、将来自立した運動教室経営によって本町に定住できる「地域おこし協力隊」を募集いたします。

1. 募集人員

あさぎり町運動・スポーツ活動支援隊員・・・2名

運動教室参加者の方へ運動指導を実施していただきます。

この内容に有用な資格保持者※1 を歓迎します。無資格者も応募可能。

※1 有用な資格保持者

健康運動指導士、健康運動実践指導者、作業療法士など。

その他、健康運動実践指導者の受講資格者。

2. 事業概要(活動内容)

(主な業務)

- ・あさぎり町ヘルシーランド内健幸ホールに常駐し、健幸運動教室の指導または指導補助を実施。同時に、日々の事務処理、参加者の疑問点解消や精神的支援、電話対応のほか、教室の様子の発信活動などを行っていただきます。
- ・デジタル健幸ポイント参加申込者への操作説明や参加者の疑問解消等、随時対応していただきます。

(その他の活動業務)

- ・自由な発想で住民を運動によって健康にする仕組みの企画、提案、運営などのほか、各種イベント等の協力や町の運動・スポーツ情報等の発信活動を行っていただきます。
- ・地域おこし協力隊の活動
- ・あさぎり商社の業務

3. 募集対象(次の要件を全て満たす方)

①応募時点で20歳以上の者

②次に掲げる要件、ア～エのいずれかに該当し、隊員に任用された後、直ちに本町に住民登録することが確実な者。

- ア 三大都市圏内の都市地域（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域全部）のうち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）により指定された地域（以下「条件不利地域」という。）以外の地域に現に住所を有する者。
- イ 指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）のうち条件不利地域以外の地域に現に住所を有する者。
- ウ 本町以外において地域おこし協力隊員として同一地域での2年以上の活動経験を有し、かつ委嘱期間終了後1年以内の者。
- エ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）の参加者としての2年以上の活動経験を有し、かつ、JETプログラム終了後1年以内の者。
- ③ 本町へ移住を念頭に、スポーツを通して自立した収入体制の構築を目指せる者
- ④ 活動内容を積極的に企画・提案・実行できる者
- ⑤ 地域住民、または他の協力隊と協同し地域活動に意欲的に取り組み、関係人口の創出を図る活動ができる者
- ⑥ 普通自動車運転免許を取得している者
- ⑦ パソコン・スマホ等の情報通信機器を使用でき、ワード・エクセル・パワーポイント、SNS等を活用できる者
- ⑧ 心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる者
- ⑨ 暴力団員、暴力団関係事業者に該当しない者

4. 勤務地

あさぎり町 ヘルシーランド内 健幸ホール（熊本県球磨郡あさぎり町上北1874）

5. 雇用条件

- ① 雇 用 株式会社あさぎり商社※2 との直接雇用関係。
あさぎり町との間に雇用・任用関係は生じません。

※2 株式会社あさぎり商社

令和4年4月に町の第三セクターとして運営していた「有限会社ふるさと振興社」を、町が100%出資する「株式会社あさぎり商社」（以下、商社という）へと変更し、町を盛り上げる地域の総合商社としてスタートを切り、新たな事業へも着手しております。現在の主な業務としては、町の特産品開発や販路拡大、ふるさと納税業務の一部を受託しています。空き時間に商社の業務を行っていただく場合があります。

- ②報酬等 運動指導に関する有資格者：月額277,700円（年2回賞与あり）
無資格者：月額243,000円（年2回賞与あり）
- ③保険等 社会保険、厚生年金、労災保険、雇用保険
- ④勤務体制 午前8時30分から午後5時30分まで または
午後0時00分から午後9時00分まで（週5日勤務）
祝日出勤は振替（教室運営に影響しない日）となります。
他の協力隊と勤務シフトを調整します
- ⑤委嘱期間 委嘱の日から令和9年3月31日まで（年度更新、最長3年間）とします。
なお、この期間は地域おこし協力隊としての委嘱期間であり、受入団体との契約上の雇用期間とは異なる場合があります。
- ⑥休暇等 週2日。年末年始（12月29日～1月3日）、勤務年数に応じた有給休暇（初年度10日/年）付与、土曜日・日曜日・祝日に勤務する場合があります。
その他特別に認められている休暇も活用可能。
- ⑦住居 町内の住居（アパート等）に入居していただきます。家賃については最高50,000円、敷金については最高150,000円を限度に負担します。また、自宅インターネット光回線使用料を負担します。その他、個人の光熱水費等は自己負担となります。
- ⑧その他
- ・業務に必要なパソコンを貸与。
 - ・追加の資格取得に関する受験手数料を支給。
 - ・出張、研修等の旅費を支給。
 - ・教材や用品購入など、指導に活用できる経費を支給。
 - ・副業可で、勤務時間内に協力隊として地域活動を行うことも可。
 - ・運動指導に関する資格有無を加味し評価。
 - ・SNS発信、動画発信、オンライン運動指導などデジタル配信企画や操作を求める予定。
（スキルアップに必要な書籍その他費用は指導経費の範囲にて支給可能）

- ・自分の強みを生かした活動を歓迎します。地域の住民との交流、副業でのオリジナル教室の企画運営、得意種目の小中学生への運動指導、女性の心身ケアに特化した教室など。
- ・ふれあいスポーツなど既存団体との連携や情報共有しながら、スポーツを通し町の発展につながる活動を求めます。
- ・町内の移動には自家用車の使用を推奨（通勤手当支給）。業務に必要な場合は自動車貸与を行う。
- ・現在1名の協力隊員と卒業したスタッフ1名が運動教室で活動を行っており、サポートします。

6. 応募手続

① 応募受付期間

令和8年5月1日（金）～

② 提出書類（提出された書類は、原則として返却いたしません。）

あさぎり町地域おこし協力隊応募申込書

応募申込書に必要な添付書類

※提出書類などの詳細についてはあさぎり商社へお問い合わせください。

③ 申し込み先

〒868-0422 熊本県球磨郡あさぎり町上北 1972-1

株式会社あさぎり商社 担当：遠山

電話 0966-47-0590

Eメール：furusato-shinkou@asagiri.jp

④ お問い合わせ先

〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東 1199

あさぎり町役場 健康推進課 担当：上田

TEL0966-45-7216 Fax0966-49-9535

E-mail：k-ueda@asagiri.kumamoto.jp

7. 選考

応募申込書・応募用紙により書類審査を実施し、メール等により応募者へ選考方法について受入団体から連絡させていただきます。

8. その他

合格者に対しては、健康診断書を提出していただきますが、提出できない方は採用取消となります。また、健康診断に係る経費は自己負担となります。